

令和2年4月20日

保護者の皆さまへ

京都府立西城陽高等学校

校長 村上 昌 司

臨時休業に伴う教職員の在宅勤務について

平素は本校の教育活動に御理解と御協力をいただきまことにありがとうございます。

このたび国の緊急事態宣言の発出に伴う知事からの要請に基づき、府内全ての府立学校を臨時休業とすることとなりました。

このような状況において、感染拡大防止のため、人と人との接触をできるだけ避ける必要があること、また万が一教職員の中から感染者が出た場合にあっては、学校の教育活動を維持する必要があることから、臨時休業期間に合わせ4月21日（火）から5月6日（水）までの期間において、教職員の在宅勤務を実施いたします。

本校におきましては、教職員を3つのグループに分け、交代で勤務することにより、7割程度の教職員が同時に勤務することを削減します。このため、学校に御連絡いただいた折、担当の教職員が在宅勤務中の場合があります。その場で対応ができないことがございますが、出勤している教職員が用件をうかがい、次回の出勤日をお知らせしたり、必要に応じて担当の教職員と相談の上で折り返し連絡させていただいたりするなどいたしますので御理解をお願い申し上げます。

また、休業期間中には、原則一律の登校日を設定しませんが、学習課題に関する質問、進路相談、事務室への書類提出等を希望される場合は、週1回の登校可能日（担任出勤日）を設定することとしています。なお、学年・組・人数によって登校日時が変動しますので、**必ず事前に御連絡（8:30～17:00）いただき担当者****と日時を確認し、保護者同意のうえで登校してください。**

登校再開予定は5月7日（木）です。変更される場合がありますので学校ホームページをこまめに確認してください。

緊急事態宣言が発出される中、本校生徒の感染拡大防止と学習保障の両立に努めて参りますので、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。